

CES 環境活動普及助成制度要綱

一般社団法人 千代田エコシステム推進協議会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人千代田エコシステム推進協議会（以下「当協議会」という。）が、地球温暖化を踏まえて、個人及び団体が行う CO₂削減の意識向上のための集まり、学習会、講習会、講座、イベント、体験学習などの活動に対して行う助成について、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第2条 この制度の名称は、「CES 環境活動普及助成制度」とする。

(助成対象)

第3条 助成の対象となる活動は、地球温暖化を踏まえて、CO₂削減の意識向上のための集まり、学習会、講習会、講座、イベント、体験学習などの所要経費が 50,000 円以上の活動で、当協議会の「みんなで CO₂削減普及推進部会」が審査、承認したもの。

(助成内容)

第4条 1 対象活動につき、100,000 円を上限(活動に係る所要経費の 7 割以内で、1,000 円未満の端数は切捨て。)とする。

(助成対象経費)

第5条 会場費、講師謝礼、材料費、保険代、講師やスタッフの交通費、雑費、印刷費等

(助成申請の対象者)

第6条 本助成制度の申請対象者は次のとおりとする。

- (1) CO₂削減目的のために活動している個人、団体、企業を対象とする。
- (2) 当協議会の会員及び新規入会者は優先するものとする。
- (3) 千代田区または千代田区の関連団体から助成を受けていないこと。
- (4) 政治、宗教、営利を目的とした活動でないこと。

(助成対象期間)

第7条 助成の対象となる活動期間は、原則として、助成金が交付される年の4月1日から翌年3月31日までとするが、募集開始時期等より当該年度内全般が対象とならないことがある。

(募集方法)

第8条 助成の募集については、当協議会ホームページや対象者へのメール送信等により告知し、公募によるものとする。

(応募申請)

第9条 この制度による助成を受けようとする者は、「応募の手引き」に定める申請書に必要な書類を添付して、当協議会理事長あてに申請するものとする。

- 2 申請方法の詳細は、「応募の手引き」に定めるものとする。
- 3 申請内容が本助成にそぐわないと判断されたときは、その申請を受理しない。

(審査会)

第10条 助成する対象活動の審査並びに助成活動へのアドバイスを行うため、当協議会内に「みんなで CO₂削減普及推進部会」（以下「部会」という。）を設置する。

- (1) 部会の委員は、理事3名以上で構成するものとする。
- (2) 部会には、委員の互選により部会長及び副部会長を置く。
- (3) 部会長は会務を総括し、部会を代表する。
- (4) 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 部会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (6) 委員が、その職を任期途中において退任する場合、退任する委員は自ら後任候補を選定し、後任候補と協議の上、退任の1か月前までに事務局に通知する。
- (7) 部会長又は副部会長が、その職を任期途中において退任する場合、退任する部会長又は副部会長は、部会か

ら後任を指名し、後任者と協議の上、退任の1か月前までに事務局に通知する。

(審査基準)

第11条 部会の審査は、次の事項を基準として行うものとする。

- (1) 環境配慮活動として、意義のあるものかどうか。
- (2) 助成により、活動が発展すると見込まれる助成効果の高いものかどうか。
- (3) 詳細については「応募の手引き」に定めるものとする。

(助成決定等)

第12条 理事長は、部会から審査結果の報告があったときは、速やかに助成対象活動及び助成額を決定し、助成金交付決定通知書により、助成金申請者に通知するものとする。

- 2 助成金交付決定通知書を受けた者は、助成金請求書により、理事長に請求するものとする。
- 3 理事長は、助成金請求書を受領したときは、速やかに助成金を交付するものとする。
- 4 助成対象活動及び助成額等については、当協議会ホームページにて公表するものとする。

(活動報告書及び活動成果発表会)

第13条 助成対象活動が終了したときは、活動成果と会計報告をまとめた活動報告書を、終了後2か月以内に理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の活動報告書に基づく活動報告を受けるため、部会委員の参加により活動報告会を開催する。
- 3 助成対象活動の構成員は、活動成果発表会に出席し活動成果を発表しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第14条 理事長は、前条第1項の活動報告書を審査し、助成するに相応しくない事項があるときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 理事長は、助成金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに関わる部分の助成金について、期限を定めて返還を命じることができる。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本助成制度に関しての必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年11月30日から施行する。

この要綱は、令和元年6月5日から施行する。